

（毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行）

# 縣報第百八十八號

明治卅六年三月廿七日 和歌山縣

## ○公文

○和歌山縣令第二十八號

駕籠營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十六年三月廿六日

和歌山縣知事 櫻 嘉一 耶

### 駕籠營業取締規則

第一條 駕籠營業ヲ爲キントスルモノハ住所職業身分氏名年齢及營業ノ種類ヲ記シ所轄警察官署ニ願出テ免許證札ヲ受ケ且ツ其使用セントスル駕籠ニ捺印及番號ヲ受ケ可シ但非具前ハ此限リニアラス

第二條 左ノ各項ニ該當スルモノハ免許證札ヲ與ヘス

- 一 強盜盜詐欺取財強盜過失ニアラザル殺傷罪及幼者ヲ暴取誘拐スル罪ヲ犯シタルモノ及本則ニヨリ免許ヲ取消シタルモノ但後改ノ情著シキ者ハ物ニ免許證札ヲ與フルコトアル可シ
- 二 人ノ健忘スベキ病症アルモノ
- 三 体格又ハ視力不完全ナル者
- 四 素行不貞ナル者

第三條 乘載貨額ハ豫メ之ヲ定メテ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ケ可シ其之ヲ更定セントスルモ亦同シ

第三百八十八號

明治三十六年三月廿七日

第三種郵便物認可

一

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

第四條 駕籠面ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ其滅失毀損若シハ亡失シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ其書換又ハ再發ヲ申請スヘシ

死亡廢業又ハ駕籠ノ廢業觀渡若シハ交換ヲ爲シタルトキハ前項ノ期間内ニ所轄警察官署ニ届出スヘシ死亡廢業ノ場合ニ於テハ届書ニ其駕籠ヲ添付シテ返納スヘシ但死亡ノ場合ニ於テハ相續人其ノ他ノ親族ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 駕籠營業者ハ左ノ各項ヲ遵守ス可シ

- 一 駕籠臺ノ右側ニ所有者ノ住所氏名ヲ明記スルコト
  - 二 毎年一回（一月）所轄警察官署ニ於テ駕籠ノ檢査ヲ受ケルコト
  - 三 就業中ノ駕籠ニハ適當ナル敷物敷及ヒ提灯ヲ備ヘ且ツ点燈ノ用意ヲ爲シ置クコト
  - 四 提灯ニハ駕籠ノ番號ヲ明記スルコト
  - 五 營業所及ヒ駕籠内ニハ判明ニ記シタル賃錢表ヲ揭示スルコト
  - 六 就業中ハ駕籠ヲ携帶スルコト
  - 七 警察官又ハ乗客ヨリ駕籠ノ揭示ヲ求メラレタルトキハ速ニ提示スルコト
- 第六條 駕籠營業者ハ左ノ各號ニ該當スベキ行爲ヲ爲スベカラス
- 一 類被リ其ノ他不依裁ナル所爲ヲ爲スコト
  - 二 客引行爲ヲ爲スコト

- 三 客ヲ乗セ替ヘ又ハ五分間以上ノ休息ヲ爲スヲ但シ客ノ承諾ヲ得タルトキハ此限リナラス
- 四 不潔ナル服装ヲ爲スコト
- 五 客ノ指定セザル宿屋飲食店茶店其ノ他ノ場所ニ昇キ入ルコト
- 六 強ク乗駕ヲ動メ其ノ他行人ノ禁忌スヘキ所爲ヲ爲スコト
- 七 正當ノ理由ナクシテ客ノ求メニ應セザルコト
- 八 夜中無燈火ニシテ營業スルコト
- 九 十才以上ノモノ二人以上ヲ乗載スル等其ノ他危險ノ所爲ヲ爲スコト
- 十 八種傳染病又ハ疥癬癩病肺病其ノ他ノ禁忌スヘキ患者又ハ汚穢物其他惡臭ヲ留ムヘキ物品ヲ乗載スルコト
- 十一 名義ノ如何ヲ問ハス定額外ノ請求ヲ爲スコト
- 十二 總テ通行ノ妨害トナルヘキ所爲ヲナスコト
- 第七條 營業組合ヲ設ケタルトキハ其ノ規約ヲ定メ所轄警察官署ヲ經由シテ當廳ヘ差出シ認可ヲ受クヘシ
- 第八條 本則ニ違背シ又ハ第二條ノ各項ニ該當スヘキ事項生シタルトキハ免許ヲ取消ストルアヘシ

縣報第百八十八號

明治三十六年三月廿七日

第三種郵便物認可

一一

- 第九條 第一條第三條乃至第七條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第十條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○和歌山縣訓令甲第十一號

郡 役 所

郡書記定員ヲ百十三人ト改メ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス但各郡配置人員ハ左ノ通ト

×

明治三十六年三月二十四日

和歌山縣知事 椿 泰一 郎

郡書記配置表

|     |      |     |     |      |     |      |      |      |
|-----|------|-----|-----|------|-----|------|------|------|
| 書 記 | 海草郡  | 那賀郡 | 伊都郡 | 那有田郡 | 日高郡 | 西牟婁郡 | 東牟婁郡 | 計    |
|     | 二十一人 | 十七人 | 十四人 | 十四人  | 十六人 | 十六人  | 十五人  | 百十三人 |

